

監査措置公告第3号

平成19年6月6日付け19監第16号で提出した平成19年度随時監査の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成19年度随時監査の結果に関する措置について

平成20年3月5日

東かがわ市監査委員 赤坂末夫

東かがわ市監査委員 池本信秀

東かがわ市監査委員 楠田敬

【交際費の是正及び改善を求めた事項】

- ・補助金及び助成金交付団体への支出は、近隣市の基準を参考にし、原則支出しないことが望ましい。長年の慣例から出席している会合等も、一定の周知期間において対処することで、市民の理解を得ることも可能ではないかと思われる。また、市財政の削減を市民にアピールするきっかけにつながると考えられる。
- ・市長交際費で支出している祭りの門振り御札の支出状況は、市財政の大変厳しい状況から、検討する必要があると思われる。
- ・市長・議長が同じ関係者に支出している状況、職員の家族などのお悔やみ支出状況を踏まえ、総務部総務課、議会事務局との協議により、内規及び内規（案）の見直しを行い、早急に支出基準の作成を行い「社会通念上妥当と認められる範囲で、必要最少限の支出」となるよう努めることをお願いしたい。
- ・交際費の情報公開について市民から信頼される「開かれた市」を進めるため市のホームページ上で公開の実施を行うこと。
すでに香川県、県下2市が情報公開を行っており、公開によって交際費の透明性を高めることとともに市民の理解と信頼が生まれるものと思われる。

【検討結果】

- ・補助金・交付金については、平成20年度予算において、団体活動に支障を及ぼすがないように公益性や効果等を勘案し、前年度を上回らない予算編成に努めたところである。
- ・市長交際費で支出している祭りの門振りは、伝統文化の継承の観点から平成19年度において支出したが、今後検討を続ける。
- ・交際費の取扱いについては、平成19年6月から交際費の金額及び花環等の取扱い（内規）を改正した。
また、議長、教育長等との取扱いの均衡を図るため、担当課長協議を実施し、市長交際費に準じた取扱いとする支出基準を見直し、平成20年度から実施する予定である。

- ・交際費の公表については、平成20年4月から市のホームページで公表し、情報公開制度の推進を図るものとする。

平成20年東かがわ市訓令第2号

序 中 一 般
出 先 機 関
その他の機関

東かがわ市長交際費事務取扱要領を次のように定める。

平成20年3月3日

東かがわ市長 藤井 秀城

東かがわ市長交際費事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東かがわ市長（以下「市長」という。）が行政の円滑な運営のため、東かがわ市を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「市長交際費」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 市長交際費の支出に当たっては、支出内容や支出対象者について、社会通念上必要と認められる範囲内で、かつ最小限の金額となるよう努めるものとする。

(支出項目)

第3条 市長交際費の支出項目及び支出内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 香典 香典に係る経費
- (2) 供花 供花に係る経費
- (3) 御祝 各種総会、大会、式典、行事等に対するお祝いに係る経費
- (4) 見舞金 病気、災害、事故等のお見舞いに係る経費
- (5) 手土産 来客、視察先等への土産物
- (6) 会費 会議、式典等の参加に係る経費のうち、参加費等金額の定めのあるもの
- (7) その他 市長が行政運営上、特に支出する必要があると認める場合に係る経費

2 市長交際費の支出対象及び支出金額（消費税を含まない額）については、別表に定めるとおりとする。

(情報公開)

第4条 市長交際費は、東かがわ市個人情報保護条例（平成15年東かがわ市条例第167号）の規定の範囲内で、次の各号に掲げる項目を公開する。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出項目
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 市長交際費は、当該支出月の翌月の 15 日までに東かがわ市ホームページに掲載するものとする。

(見直し)

第5条 この要領は、市長交際費の支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	対象	金額（円）
香典	市職員	10,000
	市議会議員	10,000
	市議会議員の配偶者、実父母、子、配偶者の父母（同居に限る。）	5,000
	元市議会議員	5,000
	教育委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査会委員	5,000
	教育委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査会委員の配偶者、実父母、子、配偶者の父母（同居に限る。）	5,000
	その他の各種委員	5,000
	自治会長	5,000
	消防団員	5,000
	市長が必要と認める場合	市長が定める額
供花	市長が必要と認める場合	実費相当額
御祝	勲章、褒章の受章	30,000
	大臣表彰、知事表彰等の受賞	10,000
	記念式典、記念総会等	10,000
	その他の各種団体の総会等	5,000
見舞金	市長が必要と認める場合	市長が定める額
手土産	市長が必要と認める場合	実費相当額
会費	市長が必要と認める場合	実費相当額
その他	市長が必要と認める場合	市長が定める額

[公表例]

市長交際費				【平成〇年〇月分】
支出月日	支出項目	支出内容	支出金額	
〇月〇日	香典	〇〇委員御尊父香典	5,000 円	
〇月〇日	御祝	元市議会議員叙勲お祝い	30,000 円	
〇月〇日	御祝	〇〇老人クラブ連合会総会お祝い	5,000 円	

議長交際費				【平成〇年〇月分】
支出月日	支出項目	支出内容	支出金額	
〇月〇日				
〇月〇日				
〇月〇日				

教育長交際費				【平成〇年〇月分】
支出月日	支出項目	支出内容	支出金額	
〇月〇日				
〇月〇日				
〇月〇日				